

(案)

資料 2

平成18年12月22日

練馬区長 志村 豊志郎 様

練馬区国民保護協議会
会長 志村 豊志郎

練馬区国民保護計画に対する協議会意見（答申）

練馬区国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第2項に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 練馬区国民保護計画は、本協議会で答申した別添の練馬区国民保護計画（案）に基づいて策定を進めること。
- 2 計画（案）について、東京都との協議を円滑に進め、平成18年度中に計画決定をすること。
- 3 今後は区計画も含めて、国民保護法制全般の普及啓発に努めること。